

情報つーだ

INFORMATION

保健福祉課からのお知らせ

- ①子育て支援出産祝金の拡充について

知名町では、出生率の向上

を図り活力ある町づくりに資するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を目的として、第3子以降の出産

に対し3万円から5万円を支給しています。

今回、少子化対策の一環として制度の拡充を図り、4月1日以降の出産にかかる子育て支援出産祝金を次のとおりとしました。

第6子に6万円 第7子に7万円 第8子以降に8万円

申請者は、新生児の母親となります。詳しくは、保健福

祉課にお問い合わせください。

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話 0997(93)3111代

②「乳幼児医療費助成」から「子ども医療費助成」へ！

知名町では、子ども医療費負担軽減と少子化対策の一環として、4月1日から医療費助成対象年齢を、6歳（小学

校就学前）から12歳（小学校終了前）まで引き上げました。

また、名称を「乳幼児医療費助成」といたしました。

左記の子どもは登録申請が必要です。

平成23年4月に新1年生となる児童

平成23年4月に小学2～6年生になる児童

左記を役場保健福祉課窓口へお持ちください。

印鑑・子どもの保険証・通帳

ただし、平成23年1月2日以降に知名町に転入された方は、前住所地の役所から「平成22年度課税証明書」取得され、お持ちください。

■その他

○医療費助成は、平成23年4月1日以降の診療分から適用します。

○掛金 1人につき500円

○共済期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

現在、役場総務課にて申込を受け付けています。

○次の場合は子ども医療費助成対象となりません。

①重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭医療費助成の対象者である子ども生活保護世帯の子ども

【お問合せ先】役場保健福祉課
電話 0997(93)3111代

水道環境課から
お願い

知名町水道事業は、昭和35

年に簡易水道として共用開始以来50年を経過しました。

水道環境課では、これまでの水道事業の歴史を検証するために、町民の皆さんにお持

ちの水道事業に関する情報・資料等のご提供をお待ちして

おります。

【お問合せ先】役場水道環境課
電話 0997(93)3111代

○トラクターを運転する際は、もしもの転落、転倒に備え、必ず安全フレームを適正に装着し、シートベルトとひも付きヘルメットを着用しましょう。

○掛け金 1人につき500円

○耕うん機を使用する際は、いつでも緊急停止できるよう

ある場所では、機械の転落・

転倒に十分気を付けましょう。

○農作業の災害に備え、労災保険等に加入しましょう。

○労働力調査は、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施している統計調査で、我が国

の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な調査です。

調査対象となつた皆さまは、ご協力をよろしくお願いしま

【お問合せ先】役場企画振興課
電話 0997(93)3111代

○特別障害者手当の精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常に特別の介護を必要とする程度の状態にある在宅の20歳以上の方に對して支給されます。

○特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常に特別の介護を必要とする程度の状態の障害者または扶養義務者等の前年所得が一定額以上である場合に、支給されません。

○障害者手当

障害者手当について

○特別障害者手当について
在宅の重度障害者（児）に對して、特別障害者手当等が支給されます。

○特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常に特別の介護を必要とする程度の状態の障害者または扶養義務者等の前年所得が一定額以上である場合に、支給されません。

○障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常に特別の介護を必要とする程度の状態の障害者または扶養義務者等の前年所得が一定額以上である場合に、支給されません。

○障害者手当